

児童福祉手当の手続きはお済みですか

■手当を受ける手続き方法

児童福祉手当認定請求書を、福祉事務所に提出してください。手当は申請月から支給されます。

■支給対象者

- ・義務教育終了前の児童を養育しているひとり親

【提出していただく書類】

- ・20歳未満の障がい児の養育者
- ・義務教育終了前の児童の養育者で、4級以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた方

▼額改定請求書／対象児童数に増減があった時

- ▼支給事由消滅届／婚姻等で資格がなくなつた時など(義務教育修了時の届出は不要です)
- ▼氏名等変更届／住所、氏名に変更があつた時

- 児童1人当たり、月額2千円です。手当支給は、3月・7月・11月の年3回で支給月前4ヶ月分がまとめて支給されます。

【問い合わせ先】

南部町福祉事務所

Tel 66-5522

■所得による支給の制限

受給者の所得額により、支給制限があります。

各種相談会開催

■場所／米子福祉保健センター
「ふれあいの里」

暮らし、なんでも相談
各分野の専門家が共同して相談に無料で応じます。お気軽にご相談ください。

●鳥取行政評議事務所
【問い合わせ先】

10月21日～27日は行政相談週間
行政相談は、行政の仕事や手続きなどに納得がいかない「苦情がある、困っている」「どこに相談してよいかわからない」等の苦情や要望を受け付け、公平・中立な立場からその解決の促進などを図る制度です。

Tel (0857) 24-5542

■日時／10月19日(土)
午前10時～午後4時
(受付時間は午後3時まで)

●行政苦情110番
※いつでもご相談を受け付けています

Tel 0570-090-110

■場所／米子コンベンションセンター・第5・第6会議室
午前10時～午後4時
(受付時間は午後3時まで)

●相談内容／困りごと、トラブル、企業経営、各種手続き等

Tel (0857) 22-3912

■日時／10月19日(土)
午前10時～午後4時
(受付時間は午後3時まで)

■特設行政相談日
■日／10月16日(水)

■日時／10月18日(金)
午前10時～午後3時

■場所／鳥取地方・家庭裁判所

■会場・時間・相談員／
午前9時～12時
景山 毅 行政相談員

■日時／10月18日(金)
午前10時～午後3時